

たいらのまちのイメージキャラクター

「たいらもん」

デザイン使用マニュアル

いわき商工会議所青年部

1. はじめに

この使用マニュアルは、たいらのまちのイメージキャラクター「たいらもん」(以下「キャラクター」)を正しく使用していただくために、その表現方法や注意事項についてまとめたものです。

キャラクターが多くの方々に親しまれ、愛されますよう、様々な用途に積極的にご活用いただければと思います。

2. キャラクターの使用について

(1) たいらのまちのイメージキャラクター「たいらもん」に関する著作権、使用権はいわき商工会議所青年部に帰属します。キャラクターを使用した場合は、『たいらのまちのイメージキャラクター「たいらもん」使用取扱要綱』によって使用申請を行い、必ず事前に承認を受けてください。

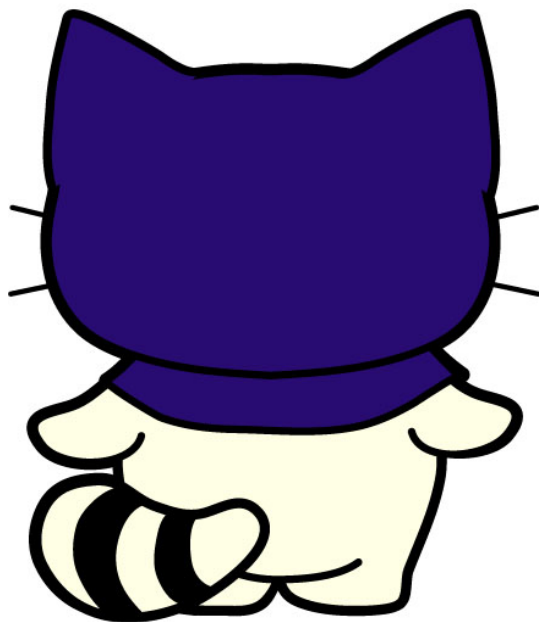
なお、使用申請の受付は、使用開始の10日前までとします。

(2) キャラクターを使用する場合は、この使用マニュアルに従って正しく使用してください。キャラクターの一部を使用したり、変形したり、他の図形と重ねて使用することは禁止します。

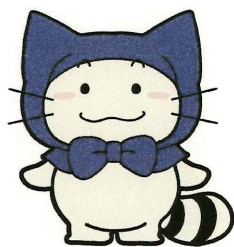
(3) キャラクターの表示色は、指定色及び単色とします。なお、これらの色のほか、指定色を白黒印刷したものも使用可とします。

(4) キャラクターを使用した物件の完成見本は、速やかに提出してください。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等確認できるものを提出してください。

3. 基本デザイン



4. 展開デザイン



ベーシック



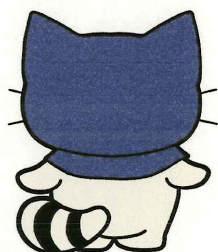
よこむき



えがぁい



こきげん



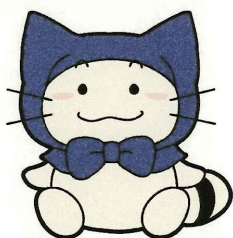
うしろむき



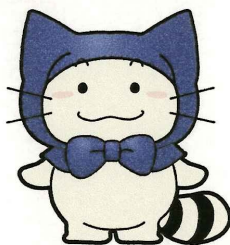
うれしい



うれしい (グラデーション)



おすあり



ベーシック (グラデーション)



いたい、にがい

?



ふはらい

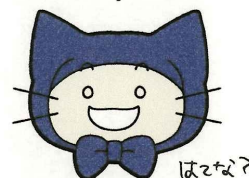
たや20



「333 ~ ♪」



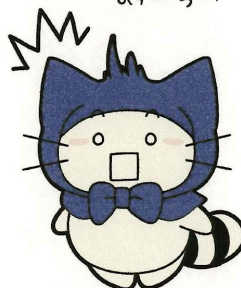
「ららら ~ ♪」



はてな?



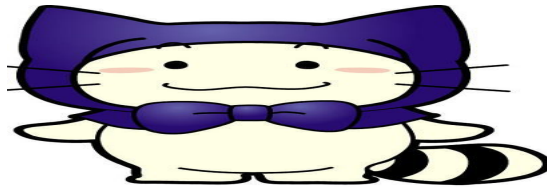
う3う3



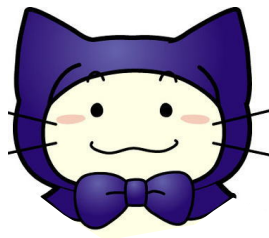
びく、

5. 禁止例

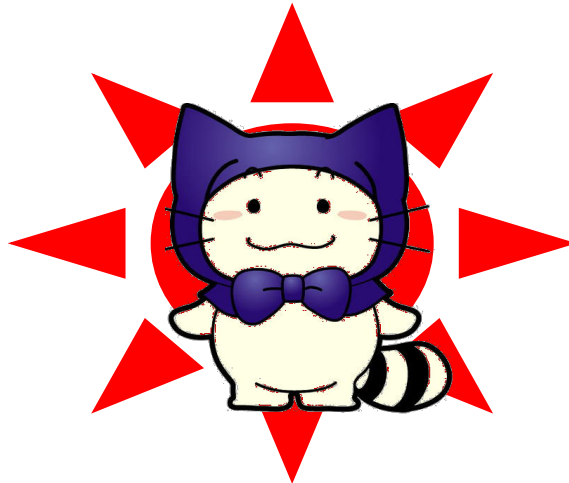
(1) 縦・横比率を変えるなど、キャラクターを変形しないこと。



(2) キャラクターの一部を省略しないこと。



(3) キャラクターと他の図形を組み合わせないこと。



(4) キャラクターの色を変えないこと。

